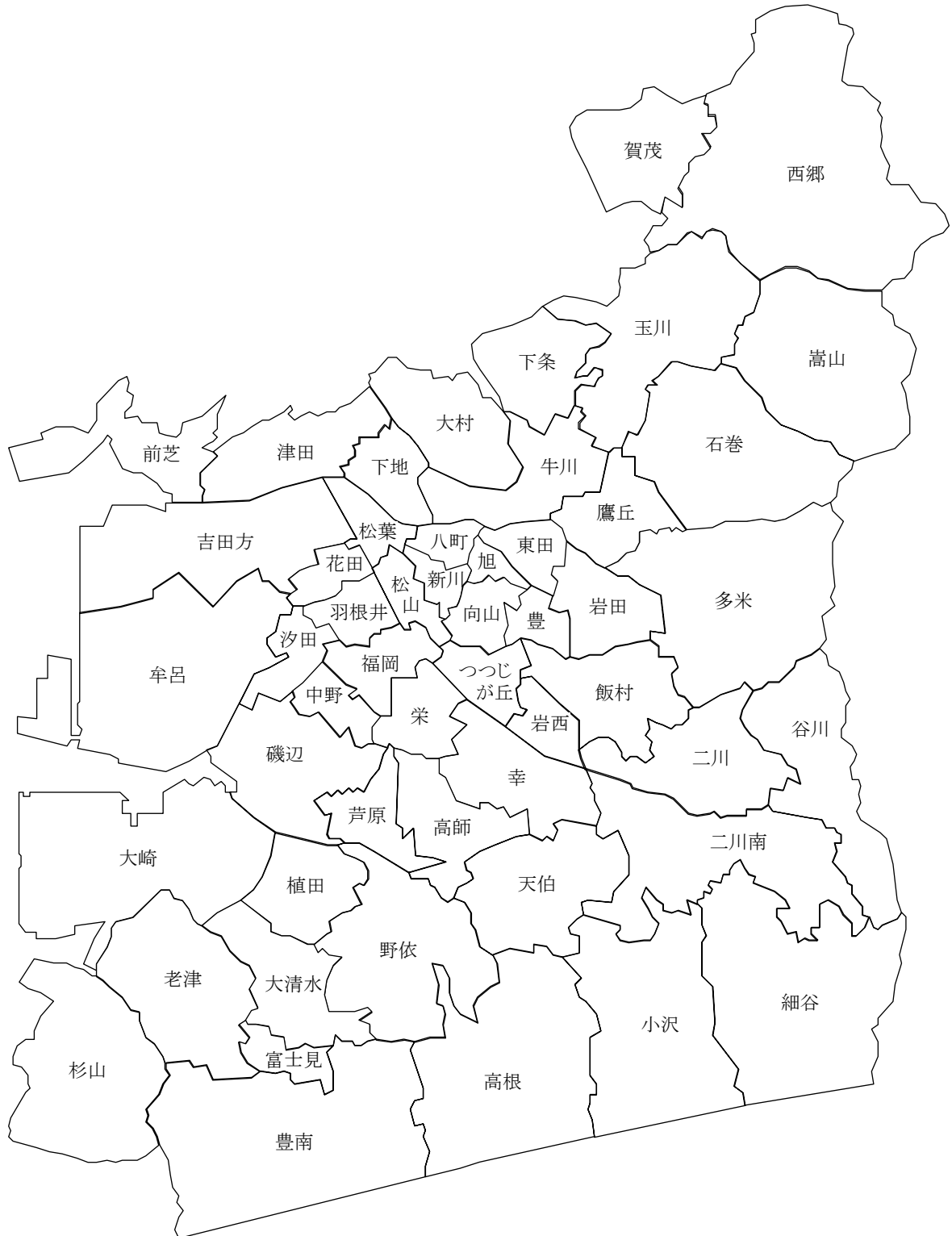


小学校区概略図



1 事業所の名称及び所在地 (住所)

2 本社又は本店の名称及び所在地 (住所)

3 事業所の有無

4 経営組織

5 資本金額又は出資金額

6 従業員数(年末現在)

7 製造品出荷額等 (消費税等内消費税額を含む。)

8 加工賃収入額(年間)(消費税額を含む。)

9 その他収入額(年間)(消費税額を含む。)

10 9のアイウの合計金額

11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(年間)(消費税を除く(内消費税額))

12 製造品出荷額等に関する直接輸出額(年間)

13 購入したもの

14 作業工程

15 申告者(代表者)の記名

※この調査票は、統計法(昭和23年法律第18号)に基づき、製造業の事業主(代表者)が、事業所の所在地を管轄する都道府県の庁舎等に提出しなければならない。提出期限は、毎年12月31日までに提出しなければならない。提出期限が満了した場合は、提出期限満了後1年以内(12月31日)までに提出しなければならない。提出期限が満了した場合は、提出期限満了後1年以内(12月31日)までに提出しなければならない。提出期限が満了した場合は、提出期限満了後1年以内(12月31日)までに提出しなければならない。

平成20年 豊橋市の工業

平成22年3月発行

編集 豊橋市総務部行政課統計調査グループ
発行 豊橋市役所
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話 (0532) 51-2029・2030
e-mail gyosei@city.toyohashi.lg.jp
URL:http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/toukei/index.html

